

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和7年3月10日（月）
午後2時00分から午後2時30分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名（現に在任する委員 24名）

議長（会長） 12番 桑田 誠（会議規則第7条）

出席委員数 23名

【1番】矢野 丈一	【2番】渡邊 節夫	【3番】八木 良太	【4番】岡林 興通
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也	【8番】益田 志郎
	【10番】渡部 弥栄	【11番】越智 信彦	【12番】桑田 誠
【13番】青木 久子	【14番】越智 千保子	【15番】新居田 守	【16番】渡部 正義
【17番】村上 晋太郎	【18番】岡田 勝利	【19番】河野 哲也	【20番】白石 義廣
【21番】藤原 清久	【22番】藤井 進也	【23番】木村 誠	【24番】近松 安文

欠席委員数1名

【9番】竹田 清隆

4. 議事に関与する職員

局長 砂田 征典
次長 新居田 伸一郎
次長 森本 猛
主事 松原 圭

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 79 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について (受付番号 1~12)

議案第 80 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について (受付番号 1~18)

議案第 81 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について (受付番号 1~10)

議案第 82 号

農用地利用集積計画関係 (一括方式) について (受付番号 1~6)

議案第 83 号

地域計画の意見照会について

報告第 44 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について (受付番号 1~19)

報告第 45 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (受付番号 1)

報告第 46 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (受付番号 1~3)

報告第 47 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1~2)

6. 議事録

- 事務局 | 定刻が参りましたので、ただ今から「令和6年度第12回総会」を始めさせていただきます。
- 本日は、委員24名中23名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
- なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、桑田会長により進めていただきます。
- 議長 | それでは、ただ今から「令和6年度第12回総会」を開会いたします。
- 事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いたします。
- まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。
- 今回は、議事録署名人に【10番】渡部 弥栄 委員、【24番】近松 安文 委員の両委員を私から指名させていただきます。
- 議長 | それでは、議案の審議に入ります。
- 議案第79号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。
- 事務局 | それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。
- 議案第79号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。
- [受付番号1]
- 申請地は杣田にある農地8筆で、登記地目は畑、面積は合計1,510㎡でございます。
- [受付番号2]
- 申請地は来島にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は674㎡でございます。
- [受付番号3]
- 申請地は登畑にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は697㎡でございます。
- [受付番号4]
- 申請地は朝倉上にある農地7筆で、登記地目は畑、面積は合計3,955㎡でございます。
- [受付番号5]
- 申請地は菊間町高田にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計7,039㎡でございます。
- [受付番号6]
- 申請地は菊間町長坂にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は2,824㎡でございます。

[受付番号 7]

申請地は宮窪町友浦にある農地 13 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 10,001.58 m²でございます。

[受付番号 8]

申請地は宮窪町宮窪にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 719 m²でございます。

[受付番号 9]

申請地は上浦町井口にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2,473 m²でございます。

[受付番号 10]

申請地は上浦町井口にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 712 m²でございます。

[受付番号 11]

申請地は上浦町井口にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,615 m²でございます。

[受付番号 12]

申請地は大三島町口総にある農地 11 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 3,736 m²でございます。

続きまして、議案書 1～3 ページの合計は、12 件、57 筆、面積 37,955.58 m²となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4(4)アの「その土地が森林の様相を呈している」など農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

以上で、説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員

(意見、質問なし)

議長

原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員

(異議なし)

議長

それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長

続きまして、議案第 80 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 80 号についてご説明いたします。

議案書 4 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は 2 筆で、地目はいずれも田、面積は合計 2,165 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 2]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 7 筆で、地目はいずれも田、面積は合計 8,500 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 3]

譲受人は〇〇才の農業兼会社員、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 419 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 4]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 595 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 5]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は 5 筆で、地目はいずれも田、面積は合計 1,969 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 6]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 2 筆で、地目は田及び畑、面積は合計 1,533 m²で、現在、水稻及び野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 7]

譲受人は〇〇才の無職の者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 178 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 8]

譲受人は〇〇才の公務員、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 366 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 9]

譲受人は〇〇才の農業兼自営業の者、申請地は 4 筆で、地目は田及び畑、合計面積は 3,863 m²で、現在、水稻及び野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 10]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 578 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 11]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 1,291 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 12]

譲受人は〇〇才の農業兼公務員、申請地は 2 筆で、地目はいずれも田、面積は合計 1,749 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 13]

譲受人は〇〇才の公務員、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 312 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 14]

譲受人は〇〇才の公務員、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 135 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 15]

譲受人は〇〇才の農業兼会社員、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 382 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 16]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 434 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 17]

譲受人は〇〇才の農業兼会社役員、申請地は 2 筆で、地目はいずれも畑、面積は合計 895 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 18]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 193 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る要件確認書は 1 ページから 36 ページまでとなります。

それでは、農地法第 3 条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか

③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか

④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか

⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長

続きまして、
議案第 81 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 81 号について、ご説明いたします。
議案書 6 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

譲受人は会社役員 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は近見地区近見の 3 筆
で、地目はいずれも畑、転用面積は合計 720 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種
農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団
の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る
農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達
成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天資材置場を整備
するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、
農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、経営する建築会社が借りていた資材置場
を返還することとなり、資材置場がなくなることから、申請地を譲渡人から購
入し、露天資材置場を整備して自社に貸付けしようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 7 年 2 月 14 日で、許可日から令和 7 年
12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 2]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、譲渡人は無職の者 1 名、
申請地は波止浜地区高部の 1 筆で、地目は田、転用面積は 1,216 m²ございま
す。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種
農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団
の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る
農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達
成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備
するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、
農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太
陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しよう
とするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 7 年 2 月 14 日で、許可日から令和 7 年
9 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 3]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は立花地区郷六ヶ内町の 1 筆で、地目は田、転用面積は 602 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、借家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったことから、申請地を譲渡人から使用貸借し、農業後継者として農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 7 年 2 月 14 日で、許可日から令和 7 年 7 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 4]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、譲渡人は農業者 1 名、申請地は桜井地区孫兵衛作の 3 筆で、地目はいずれも畑、転用面積は合計 1,404 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 7 年 2 月 14 日で、許可日から令和 8 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 5]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、譲渡人は農業者 1 名、申請地は桜井地区孫兵衛作の 1 筆で、地目は田、転用面積は 862 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備

するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年2月14日で、許可日から令和8年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号6]

譲受人は教育及び福祉事業等を営む法人、譲渡人は農業者等2名、申請地は大西地区宮脇の2筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計1,819㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、今治市役所大西支所から300m以内の農地であることから、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、認定こども園を運営していますが、園庭が狭小で、保護者用も有していないことから、申請地を譲渡人らから購入し、園庭及び露天駐車場を整備して、申請地に隣接する認定こども園の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年2月14日で、許可日から令和7年12月28日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は吉海地区南浦の2筆で、地目はいずれも畑、転用面積は合計1,004㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅兼民泊施設を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、市外に居住していますが、親元近くで民泊施設を開業するため、申請地を譲渡人から購入し、自己用住宅兼民泊施設を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年2月14日で、許可日から令和7年12月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号8]

譲受人は不動産業等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は吉海地区朝倉下の1筆で、地目は畑、転用面積は1,084㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が保養所を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、人材の確保により経営の安定化を図るため、申請地を譲渡人から購入し、従業員用の保養所を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年2月14日で、許可日から令和7年11月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号9]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、譲渡人は農業兼会社員1名、申請地は上浦地区井口の2筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計894㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年2月14日で、許可日から令和7年9月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号10]

譲受人は自営業者1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は大三島地区宮浦の2筆で、地目はいずれも畑、転用面積は合計317㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、土産物店を営んでいるが、観光バスが駐

車できるスペース有しておらず、観光客の集客向上につなげるため、申請地を譲渡人から購入し、露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年2月14日で、許可日から令和7年4月30日までに事業を完了する予定となっております。

続きまして、手元にお配りしております農地法第5条の許可に係る申請書ごとの要件確認書ですが、37ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

議長 続きまして、

議案第 82 号 農用地利用集積計画関係(一括方式)について
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書の 7 ページをお開きください。
議案第 82 号は、農用地利用集積計画関係(一括方式)についてです。この議案は、今治市長から一括方式農用地利用集積計画の決定を求められているものです。
今治市全体の計画が、新規 6 件、面積は 12,540 m²となっております。各小委員で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。
以上で、説明を終わります。

議長

説明が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります、ご意見、ご質問ありませんか。

全員

(意見、質問なし)

議長

それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということによろしいでしょうか。

全員

(異議なし)

議長

それでは原案どおり決定いたします。

議長

続きまして、
議案第 83 号 地域計画の意見照会について
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 83 号について、ご説明いたします。
議案書の 8 ページをお開きください。
議案第 83 号は、今治市が策定する地域計画の案について、今治市長から意見を求められているものでございます。
市内 19 の地区ごとに計画を策定しようとするもので、区域内農用地面積は全体で 8,507ha、うち農業用の利用が行われる農用地等の面積として 3,981.4ha が選定されておりました、各 19 地区の内訳につきましては、議案書のとおりとなっておりますので、ご確認ください。
地区計画で選定された農用地が目標地図に色づけされるわけですが、農業振興地域内の農用地、担い手が所有する農用地、農用地利用集積計画等により権利設定された農用地を選定の基本としつつ、そこから所有者等の申し出により、加えたり、外したりした農用地が今回選定されております。

地区小委員会におきましても、内容についてご確認いただき、いずれも適当との意見をいただいております。
以上で、説明を終わります。

議長

説明が終わりました。
地域計画については適当との意見ではありますが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員

(意見、質問なし)

議長

それでは、適当ということよろしいでしょうか。

全員

(異議なし)

議長

それでは適当ということで、今治市長に回答することといたします。

議長

続きまして、
報告第44号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第45号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第46号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第47号 農地法第18条第6項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。
議案書9ページから13ページの報告第44号 農地法第3条の3の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は19件の届出がありました。取得事由はすべて相続であり、権利内容もすべて所有権でありました。
議案書14ページの報告第45号 農地法第4条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は1件の届出があり、合計面積は810㎡でありました。
議案書15ページの報告第46号 農地法第5条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は3件の届出があり、合計面積は3,329㎡でありました。
報告第45号から報告第46号につきましては、各小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。
なお、報告第44号から第46号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。
続きまして、議案書16ページの報告第47号は、農地法第18条第6項の通知でございます。
今月は2件の届出があり、合計面積は1,494㎡でありました。反対給付は、「なし」となっております。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全員 (意見なし)

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。